

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

高齢受給者証等に係る性別欄の削除に関するQ&Aの送付について

国民健康保険制度の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国民健康保険制度における各種証様式の性別欄については、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和4年3月31日付け老発0331第3号／保発0331第4号／年管発0331第3号厚生労働省老健局長／厚生労働省保険局長／厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知)でお示ししたとおり、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第56号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日から施行されたところですが、改正省令の事務の取扱いに関して、別添のとおりQ&Aをまとめましたので、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

問1 各種証様式の性別欄を削除することとなった趣旨如何。

(答)

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定。以下「地方分権提案」という。)に基づき、多様な性的指向及び性自認に配慮する観点から、国民健康保険の特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証について、保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出する証であり、被保険者の性別は被保険者証で確認できることから、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)を改正し、性別欄を削除することとした。

また、国民健康保険の高齢受給者証等の各種証についても、同様の趣旨から、被保険者証により被保険者の性別の確認ができる場合については、改正省令により性別欄を削除することとした。

改正省令により性別欄を削除することとした様式は以下のとおり。

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・特定同一世帯所属者証明書
- ・国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証
- ・国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証)
- ・国民健康保険特定疾病療養受療証
- ・国民健康保険限度額適用認定証
- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

問2 なぜ被保険者証については性別欄の削除を行わないのか。

(答)

被保険者証の性別表記について(平成24年9月21日付事務連絡。以下「平成24年事務連絡」という。)に記載のとおり、被保険者証は、保険医療機関等における被保険者資格の確認等、公的医療保険制度の運営のための重要な役割を担っており、被保険者証の券面には療養の給付に当たり必要な事項を記載することとしている。

被保険者証の性別欄については、性別に由来する特有の疾患や診療行為があることから、保険医療機関等にて行われる診療等に資するものであるとともに、当該診療等に係るレセプトの審査を円滑に行うために必要であるという観点から設けているものであり、削除することは適当でない。

問3 改正省令は「公布の日」から施行することとしているが、現時点ではシステム改修等を実施しておらず、新様式に切り替えることができない。各種証の性別欄は、いつまでに削除する必要があるか。

(答)

改正省令附則第5条において、当分の間においては、旧様式により各種証を発行することができる経過措置を設けているため、改正省令の施行以後も一定期間は旧様式の発行が可能だが、各種様式については、システム改修等の適宜の方法によりできるだけ早期に切り替えを行うこと。

また、改正省令の施行の際に現にある旧様式用の紙については、当分の間、取り繕って使用することが可能である。

問4 各種証の性別欄については、必ず削除しなければならないのか。

(答)

地方分権提案の趣旨を踏まえ、多様な性的指向及び性自認に配慮する観点から、省令改正を行っているため、各保険者においては、新様式による各種証の交付が可能となった段階で、様式による各種証を交付していただく必要があると考えており、適切に御対応いただきたい。

なお、各種証様式中の「備考」において「必要があるときは、…その他所要の変更又は調整を加えることができる」と規定している場合があるが、この場合においても、保険者の判断で新様式に性別欄を追加することは、今般の改正省令の趣旨を踏まえると、適当ではない。

問5 厚生労働省の通知において示されている申請様式中の性別欄については、削除して差し支えないか。また、独自で作成している申請書中の性別欄についても、同様に削除で差し支えないか。

(答)

改正省令の施行前に厚生労働省保険局国民健康保険課より発出された通知中の別添様式に示されている申請書等に係る性別欄(※)については、廃止することとして差し支えないため、適宜、見直しを行っていただきたい。

(※) 通知中の別添様式で示されている申請書例

- ・国民健康保険 限度額適用／標準負担額減額／限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ・高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ・国民健康保険 高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ・国民健康保険 高額療養費(外来年間合算)自己負担額証明書

また、各保険者において独自で申請書等の様式を定めている場合における性別欄の取扱いについては、改正省令の趣旨を踏まえ、適切にご判断いただきたい。

問6 改正省令では、一部の手続きにおける申請書の記載事項から「性別」

が削除されたが、その他の申請手続については、引き続き性別の記載を求めるという理解で間違いはないか。

(答)

御認識のとおり。

省令上、申請書の記載事項に「性別」が残る手続（例えば被保険者の資格取得の届出や住所変更の届出等）については、被保険者証を発行する契機となる手続きとなるため、引き続き、申請書等様式に性別欄を設ける必要がある。

問7 改正省令において改正された様式については、やむを得ない場合に表面ではなく裏面に戸籍上の性別を記載することができることとされているが、この取扱いはどうなるのか。

(答)

改正省令において改正された様式については、平成24年事務連絡において、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、証の表面ではなく裏面に戸籍上の性別を記載してもよいこととしている。

今般、これらの証について、表面から性別欄を削除したことに伴い、裏面への性別の記載も不要となる。

問8 市町村事務処理標準システムについて、改修する予定はあるか。

(答)

高齢受給者証等の性別欄削除に係るシステム改修は、既に実施しており、令和4年3月25日にリリースしている。

問9 自庁システムを導入している場合、性別欄削除に係るシステム改修費用については、財政支援の対象となるのか。

(答)

性別欄削除に係るシステム改修の費用については、特別調整交付金による財政支援の対象とすることを予定しており、同交付金の交付基準は、令和4年10月を目途にお示しする予定である。